

幕末の徳川將軍家と尾張家十五代徳川茂徳

藤田英昭

はじめに
一 徳川茂徳をめぐる諸問題

(二) 水戸の血筋

(二) 尾張家相続の可能性

(三) 老子への傾倒

二 「御影の記写」にみる將軍家茂と徳川茂徳

(一) 肖像画制作の背景

(二) 肖像画制作と写真撮影

三 徳川茂徳をめぐる政治動向

(一) 徳川慶喜の対抗勢力

(二) 尾張家・水戸家との関係

(三) 茂徳の一橋家相続

おわりに

かつて筆者は、尾張徳川家十五代当主であった徳川茂徳（玄同）の政治動向およびその政治的位置について、特に慶應元年（一八六五）前後を中心に、十四代將軍徳川家茂との関係を軸にしながら、若干の検討を試みたことがあつた⁽¹⁾。本稿では、旧稿を前提としつつ、茂徳に関するいくつかの知見を取り入れながら、これまで十分に活用されてこなかつた史料を紹介する意味も込めて、徳川茂徳と將軍家茂との関係とその関係がもたらした政治的影響について、さらに検討してみたい。両者の関係に迫るうえで本稿が注目したいのは、茂徳が家茂の生身の姿（寿像）を書き、さらにその御影を秘蔵していたという事実である⁽²⁾。

そもそも、江戸時代後期においては、生身の將軍の姿を画くことは憚りがあつた。例えば、十一代將軍徳川家斉や十二代將軍徳川家慶に仕え、しばしば御前に出て將軍から直接声を懸けられたり、褒美をもらうほどのお

氣に入りであつた木挽町狩野家の奥絵師狩野晴川院養信ですら、当人の『公用日記』のなかで將軍の顔を画く必要があつた場合は、その面貌を鳴居や雲形などで隠れるように画いている。⁽³⁾ 現在遺されている歴代將軍の肖像は、基本的には將軍死後に画かれた遺像であり、榎原悟氏が明らかにしたように、遺像の制作に当たつたのは、幕府御用絵師の中で最高位の身分である奥絵師のうち、最も由緒のある中橋・鍛冶橋・木挽町三家の絵師であり、彼らが幕府との間で厳肅な手続きを踏んだ上で、制作していたのである。⁽⁴⁾ その作業が、御用絵師の仕事の中で最も嚴重かつ慎重を要するものである。そのことは、伺下絵(図様についての意見を伺うための下図)を提出し、像主の着用する装束の文様に至るまで、幕府の指示を仰いでいたことからもうかがえる。そして、制作に当たつた絵師は精進し、伺下絵を画く時でも羽織を着用して、本紙の場合は染帷子、十徳という正装で臨んでいたといふ。御用場には弟子であつても入室を禁じられ、時には締め張りで結界していたことからも、將軍の遺像を画くことが、いかに神聖な行為であつたかをうかがい知ることができる。しかも、制作中は絵師の屋敷の町内をも巻き込み、自宅出火のことも想定し、町奉行の命によつて火消人足も動員・配備されていたのである。

このように將軍肖像をめぐる先例・歴史的背景を踏まえてみれば、大名である茂徳が將軍家茂の生身の姿を画くことは、極めて異例であり、特殊な現象であったことは疑いない。なぜ、茂徳はこのようなことができたのだろうか。註(1)旧稿においては、両者の「親子」関係に注目して、茂徳の御三卿清水家相続について検討してみたが、本稿では、画像制作に関わる茂徳自筆の史料を紹介しながら、家茂との特異な関係を踏まえて、茂徳の政治的立場を明確にしたい。あわせて茂徳の人物像にも迫り、茂徳が尾

張家内外に及ぼした政治的影響力についても検討したい。そのうえで、慶応期における徳川将軍家の政治構造や尾張徳川家内の政治動向の一端を明らかにできればと思う。

一 徳川茂徳をめぐる諸問題

將軍家茂と茂徳との関係を具体的に見る前に、ここではまず、新たな知識や論点をまとめていきながら、慶應元年(一八六五)までの徳川茂徳の経歴を確認していく。

(二) 水戸の血筋

徳川茂徳は、天保二年(一八三二)五月二日、尾張徳川家の分家に当たる高須松平家の十代当主松平義建の第五子として、江戸四谷屋敷に誕生した。⁽⁶⁾ 生母はみさを(尾崎氏・陽清院)とされるが、異説もある。⁽⁷⁾ 嫡母は、父義建の正室の規姫である。幼名は鎮三郎、元服して建重と改めた。兄に尾張家の十四代当主の徳川慶勝、弟に会津松平家九代当主の松平容保、松平越中守家(桑名松平家)十三代当主の松平定敬がいたことはよく知られている。彼らは「高須四兄弟」と一般に呼称されているが、実際には兄弟も多く、義建には一一男八女の子女があつた。

実家は尾張徳川家の分家であつたが、血筋の上では初代徳川義直以来の尾張家の血統ではなく、水戸家の血統であったことが、当人の政治的立場を考える上で重要である。

すなわち、茂徳の祖父で高須松平家九代当主の松平義和は、水戸家六

代徳川治保の第二子であり、嫡母の規姫は水戸家九代徳川斉昭の姉であつた。言うまでもなく、徳川将軍家の血筋は、八代将軍徳川吉宗以来、代々

紀伊家の血筋で継承されており、江戸後期においては紀伊の血こそ将軍家の正統であつた。血統を重視する伝統的な譜代幕閣・幕臣は、忠誠の対象を紀州血統へと向け、反対に水戸の血筋を傍系として異端視する。安政の將軍繼嗣問題で、斉昭の七男徳川慶喜が御三卿一橋家の当主でありながらも、すんなりと將軍世子にはなれず、朝廷・諸侯を巻き込んだ運動を展開しなければならなかつたのは、水戸の血筋であつたこところが大きかつたといえる。⁽¹⁾

茂徳ほか高須の兄弟は、その慶喜の従兄弟にあたる。後述するように、慶喜が紀州系幕閣から忌避され嫌疑を受けたことはよく知られているが、いっぽうの茂徳は將軍・幕閣どのような関係を持つていたのか、茂徳の立場を検討する上での論点のひとつとなるだろう。

(二) 尾張家相続の可能性

嘉永二年（一八四九）六月四日、高須松平家の嫡男であつた兄の慶勝（當時は義恕⁽¹³⁾）が尾張家十三代当主徳川慶減の死後、本家尾張家を相続したため、茂徳は八月一六日に高須松平家の世子となり、翌年一〇月一三日に松平家の家督を相続した（この時の名が松平義比である）。

ただ、從来指摘されてこなかつたが、この時、茂徳や高須松平家の当主であつた父の義建が尾張家相続の候補者とされていたという史料もある。⁽¹²⁾以下、慶減が死去した嘉永二年四月七日以降五月初旬までの間に、水戸の徳川斉昭が宇和島の伊達宗城に宛てた書翰を見てみよう。引用中のカッコ

や傍線、読点は筆者の註記である（以下も同様）。

扱尾（徳川慶減）の跡如何相成候哉、其後簾中（利姫・慶減縁女）又々痘癰、尤輕症ニテ、來朔日方さか湯の祝のよし、…（中略）…扱又田（田安慶頼）を天（將軍家）より御世話之処、田ニても御免願候よし、又尾國臣ニテも、田ニ相成候ハ、國の金穀一切出し不申云々申張候よし、右ニ付一度養子ニ行、外ニよき口有之とて、右を捨行候ては不相済と止可申存候所、一橋家臣何レも御免願候よしニて不及其義、先ツ（安心致候、右ハ何レも成瀬（正住）等ニテ目論、天より御沙汰のよし、右ニ付候ニハ、尾より摂（松平摂津守義建）の三男を簾中（利姫）へ取合候含ニテ、摂ヘ申入候所、三男は摂あまり秘藏ニ無之者歟のよしニテ断、自分ニて可相成よしニ御座候、十二九分九リン迄定り候歟のよし、尤成等ハ摂を好不申、外ハ是迄若干年計ニテ上下をつめ、役人のミ勝手致候故、此度ハ是非摂ニ致度由申候歟のよし、若年寄内藤とか申ハ尾より養子ニ参り候者ニテ、是等も主張いたし（尤損も相成度手を入候歟のよし）候処、国許ニても左様存候事ニ候ハ、穩方可然とて摂ニ相成候歟のよしニテ、來朔日さか湯相済候ヘハ、追々發可申手續のよしニ御座候、中務（徳川慶勝）ハ御承知の通り本腹ニハ候ヘとも二羽（丹羽・二本松城主）より内室來候故、尾ヘハつれられ不申、三男十九歳を簾中ヘ取合候歟のよし

尾張徳川家は、九代宗睦が寛政一一年（一七九九）に死去したことで、初代義直以来の血筋が絶え、これ以降、將軍家・御三卿からの養子相続が四代続いた。おもに田安家関係者が多い。十三代慶減も田安斉匡（家斉の弟）の男子であつたが、嘉永二年四月に一四歳で死去、その後同じく斉匡の男子で慶減の兄であつた田安慶頼や斉昭の七男一橋慶喜が、付家老成瀬正住

と幕閣との間で尾張家の相続者候補とされていたようだが、各方面の反対に遭い、いずれも実現を見なかつた。慶喜の尾張家相続案については、当の斉昭が不満を漏らしている。

この書翰によれば、尾張家側は、当時一九歳で未婚であつた義建「三男」と慶臧縁女の利姫の縁組を進め、「三男」が尾張家を相続するよう内々に義建に打診した模様である。嘉永二年当時一九歳（数え年）の人物とは、天保二年生まれの義建第五子の茂徳（義比）に他ならない。

しかし、義建は「三男」は「秘藏ニ無之」との理由で断り、「自分ニて可相成」と、自身が尾張家を相続することを、縁家の幕閣へも伝手を求めて、水面下で工作を進めていた。そして、このことは九割以上の確率で、実現する見通しであったという。しかも、当時松平中務大輔と称していた松平義恕（のちの慶勝）は、弘化四年（一八四七）に丹羽家から正室矩姫を迎えていたことから⁽¹⁵⁾、尾張家の利姫と縁組する（＝尾張家を相続する）ことは、難しいと斉昭から見られていたのである。そのため義建は、自身が尾張家を相続することを前提に、茂徳を尾張家に連れて行き、利姫との縁組を進めようと企図していた。

とはいゝ、義建の尾張家相続と茂徳の縁組とは、年齢の問題からして、斉昭を困惑させるものであつた。書翰の続きを読もう。

簾中ハ十四歳、未婚礼ハ無之候ヘ共、摶、尾の養子相続と相成候ヘハ、簾中は母ニ相当り申候処、右を三男の簾中ニ致候義、如何致し候者ニ可有之哉

るという。「簾母ニ当り候（利姫）を子の簾ニ致し候義、如何ニも正論ニてハ成申候哉」と、実現しかねない昨今の將軍家・尾張家間の養子相続の現状を皮肉交じりに評してもいる。そもそも義建は、一兩年前から隠居の意を固め、隠宅の普請も始めていたという。ところが、尾張家の後継問題が浮上すると、一転「登り度相成」「尾ヘ行候義甚心配」と、種々画策するとはいえ「乍然バク・尾ニてハ近頃訳なしの政行れ候ヘハ、此度ハ如何相決兼候事ニ御座候」と、斉昭はちぐはぐな親子関係に疑問を呈していた。

いう氣の変わり様であつた。

海防問題が緊急な課題となつてゐる当該期、家門を結集し將軍家を支えることを企図していた斉昭にとつて、御三家筆頭の尾張家当主は「有志」であることが不可欠であつた。この点、斉昭にとつて、義建は文事・芸事に通じているとはいゝ、「為 皇朝夷狄を防禦致し候義ニ昼夜心を用候義ハ如何可有之哉」と、時事問題や現実政治においては不安視せざるを得ない力量であつたといえる。

結局、慶臧の後継は、利姫との縁組みに關係なく進められ、周知の通り、当初斉昭らが想定していなかつた慶勝に決定した。慶勝の尾張家相続については、下級家臣や国学者・領民などの輿望を担つていて古くから指摘されている⁽¹⁶⁾が、この陰で、実父義建の尾張家相続や茂徳の尾張家入りが、現実味をもつて進められて來たのである。この問題については、さらに詳細な検討が不可欠だらうが、諸般の事情で、義建の尾張家相続は実現を見ず、茂徳と利姫の縁組みも水泡に帰してしまつたのである。

すなわち、天保七年生まれの慶臧の縁女（簾中）利姫は、当時数え一四歳。義建が尾張家を養子相続すれば、利姫はその養母となる。義建は嘉永二年当時五一歳であつた。しかも「三男」（＝茂徳）を養母利姫の正室に据え

(三) 老子への傾倒

茂徳が尾張家を相続し、十五代当主になつたのは、それから九年後の安政五年（一八五八）七月五日であつた。兄の慶勝が大老井伊直弼によつて退隠させられたことによつてである。茂徳の藩政は、当主自らが藩政を掌握していく慶勝の時とは違ひ、井伊政権を支える付家老竹腰正謙が主導していくものであり、茂徳自身も「御一己之御了簡不被押立、御附家老初古老之者江篤与御相談」⁽¹⁷⁾するという姿勢を示していた。しかし、文久二年（一八六二）四月二十五日に、前当主慶勝の謹慎が完全に解除されると、茂徳は慶勝を推戴する家臣たちの受け入れるところとならず、翌三年九月一三日に致仕するに至つた。引退後は「玄同」と称している。ここでは、茂徳の政治姿勢を支えた思想と、退隠後の「玄同」という号に注目してみよう。

そもそも「玄同」とは、古代中国の思想家である老子の言葉のひとつである。茂徳は書においては最も老子を嗜み、その講義を得意とする儒臣佐藤牧山（楚材・三右衛門）を厚遇していたことで知られる。⁽¹⁹⁾牧山は、尾張家十一代斉温治世下の天保二年に尾張藩の儒官に召し抱えられたが、茂徳は、牧山を御小納戸格に昇進させ物頭の班に列し、老子を進講させるとともに、しばしば国事を問うていたとされる。⁽²⁰⁾

牧山については、安政六年に儒者として召し出され、文久二年以降、奥儒者を務めた慶勝側近の水野彦三郎に言わせれば、「佐藤三右衛門（牧山）等ハ国事ニ者暗く候へ共、只々春嶽ハ諸藩之妻子を国邑へ為引取候故國賊也与申説平常唱居候」⁽²¹⁾とあり、参勤交代制の緩和を進めた文久改革の批判論者であつたことがわかる。茂徳の政治的立場に影響を与えた人物の一人

といえるだろう。

茂徳は、安政六年に、老子座図を描いた紙本の上部に『老子』のなかから字句を選んで連書し、讚とした淡彩の画を表しているが、この讚に茂徳の政治姿勢に影響を与えたと思われる老子の言葉が書かれている。すなはち、老子が理想とする政治のあり方および君主の姿勢を示した『老子』五七章の一節である。「我無為而民自化、我好靜而民自正、我無事而民自富、我無欲而民自樸」（我れ無為にして民自ら化し、我れ静を好みて民自ら正しく、我れ無事にして民自ら富み、我れ無欲にして民自ら樸なりと）。

老子思想では、人間をして民自ら富み、我れ無欲にして民自ら樸なりとすることに人間の本質を見ているが、ここでも、聖人の政治が無為自然であることで、万民が束縛を離れ、自然素朴の豊かな営みが遂げられると説いている。前述したように、茂徳の藩政は、家老・門閥層の意向に沿うことを基本方針とし、自らが主導する体制ではなかつたが、こうした政治姿勢は老子思想を視野に入れることも可能といえよう。

前当主の慶勝が復權した文久二年以降、茂徳は当主でありながら家中において存在感を發揮することが叶わないまま退隠することになるが、このような茂徳の境遇を暗示するかのような言葉も、既に安政六年の讚に書かれている。以下は『老子』二〇章、世間から隔絶した孤独が歌いあげられている。

衆人皆有余、而我独若遺、我愚人之心也哉、沌々兮、俗人昭昭、我独若昏、俗人察々、我独悶々、澹兮其若海、颺兮若無止、衆人皆有以、而我独頑似鄙、我独異於人、而貴食母

（衆人は皆余り有る、而るに我れは独り遺うなれるが若し、我れは愚人の心なるかな、沌々たり、俗人は昭昭たる、我れは独り昏の若し、俗人

は察々たり、我れは独り悶々たり、澹として其れ海の若く、麌りゅうとして止まるなきが若し、衆人は皆以うる有り、而るに我れは独り頑にして鄙なり、我れは独り人に異なり、而して母やしらに食わるるを貴ぶ)

金谷治氏によれば、ここでの「我」とは老子自身で、「母」とは根本の「道」を指すという。老子の深い憂いとともに、慷慨の思いがほとばしる詩的表現ともいえ、楽しげで利発な世間の人々に対して、愚鈍な己れとが対置され、世俗から見捨てられた自身を自嘲しているかのようにも受け取れる。

しかし、いっぽうで浅薄な世俗に強い批判を持ち、世間から乖離し「我独異於人」ことに孤高の誇りを持つていたも解されている。まさに、尾張家中における茂徳自身の立場を象徴しているかのよな一節ともいえ、茂徳は老子の憂いと自己の境遇とを重ね合わせ、老子の言葉を支えに現実政治から隔絶した存在を志向していたと見なすことができるのではないか。

かくして、退隱した茂徳は「玄同」と称するが、これこそ「知者不言、

言者不知、塞其兌あたる、閉其門、挫其銳、解其分わかれ、和其光、同其塵、是謂玄

同」(知る者は言わず、言う者は知らず、其の兌あたるを塞ぎて、其の門を閉じ、

其の銳を挫いて、其の分わかれを解き、其の光を和げて、其の塵に同ず、是を玄同と謂う)から取つた号であった。「玄同」とは、感覚器官を塞いで知識の出入り口を閉じ、とがつた鋭さを挫いて、鋭さから起る紛糾を解きほぐし、あらゆる輝きを和らげ、すべての塵と一体となつたもの、つまり通俗的な立場を乗り越えた境地であるという。隠居直後の文久三年一月には老子坐像(陶製・褐釉)を自製していることも象徴的である。⁽²⁴⁾

政治的に無為自然であることを望んだ茂徳であったが、実際には自身を戴く家臣と、前当主の慶勝を支持する家臣たちとの対立に揉まれ、思いを実現することは叶わなかつた。こうした世俗の喧嘩から逃避したかつたの

であろう。現実政治から超然としたあり方を求めて、「玄同」と号したのかもしれない。もつとも、茂徳自身、政治指導を發揮したいと思つても、十分になし得ない自らの力量を納得させ、自身を取り巻く現状を受容するために、老子の言葉に拠り所を求めていたと解釈することもできなくはない。

いずれにしろ、通俗的立場を乗り越え、超然としたあり方を求めていた茂徳であったが、尾張徳川家の当主経験者という属性・立場と、自身の血筋とによって、現実政治に背を向けることは許されなかつた。

慶応元年(一八六五)、茂徳は、第二次長州戦争の御先手総督を幕府から命じられ、結果辞退するものの、糺余曲折を経て旗本御後備として従軍することになつたのである。⁽²⁵⁾同年閏五月二二日、茂徳は諱を茂栄と改め、再び中央政界に登場し、大坂城に滞在する将軍家茂の側にあつて幕政に参与して現実政治に向き合うことになるのである。

二 「御影の記写」による將軍家茂と徳川茂徳

(一) 肖像画制作の背景

ここでは、慶応元年以降の家茂と茂徳との関係を物語る「御影の記写」(縦一一・八cm×横八・五cm、茨城県立歴史館所蔵)という史料を検討する。最初に述べたように、茂徳が家茂の肖像を描いた経緯を自身でまとめた自筆書付で、慶応三年一〇月に筆記された。⁽²⁶⁾

この書付は「昭徳院様」と墨書きされた桐箱(縦一一・七cm×横一〇・〇cm、同館所蔵)に、写真とともに収納されている。写真とは、大紋高麗縁の上置

に座っている束帯姿の家茂肖像画を撮影したもので「写真1」、この肖像を画いた経緯を書き記したものが、「御影の記写」ということになる（全文翻刻は本稿末に記した）。仮名文じりの擬古文体で書かれていることが特徴である。

執筆の動機は文末に書かれている。「もし末の世にも残りなんに、はじめよりのことしられつハ、いかなるゆゑによりて、おのれうつし奉りしにやと、かたふき思ふ事ともいたりなんかし」と、なぜ自分が家茂の肖像を画くことになったのか、後世の人が疑問に思わないよう、思い出話を交えつつ、家茂との関係がいかに深かつたのかを書き綴つたものだとわかる。当時、將軍の肖像を画くことが、如何に特別なことであったのかをうかがわせる。

冒頭、家茂が將軍職に就いた安政五年と自身が尾張家当主となつた時期



茨城県立歴史館所蔵

とがほぼ同時であつたこと、当主時代は家茂から「何くれのことまでも」深く依頼されていたこと、その後文久二年に「さりかたきこと」（避けられない事情）により致仕したこと、慶応元年の長州征伐で家茂が名古屋に立ち寄つた際、従軍を求められ従つたこと、従軍後は大坂城に登城し、家茂の側にあつて「よろつのことうけたまはり」行動したこと、などが簡潔にまとめられている。

なお、「御影の記写」には、慶応元年に江戸を進発した家茂が名古屋城に滞在している間に、茂徳は以前辞退した「御後備」を命じられ、やむなく引き受け上京したとある。しかし、辞退したのは長州征討の御先手總督のことで、実際は尾張を出立した後の六月一二三日に大坂城で旗本御後備に任じられた。²⁸⁾

茂徳と家茂との間柄が深まる契機となつた事件が、慶応元年九月の英仏米蘭連合艦隊の兵庫入港事件であつた。安政通商條約の勅許と兵庫先期開港を要求する四カ国に対し、家茂は、茂徳に言わせれば「いたく御心をくるしめ給ひて、おして（兵庫開港の）勅許あるへきよしを奏し」、もしそれが叶わなければ「將軍の職をも御辞退あるへき」と決意したという。²⁹⁾そして家茂は、茂徳に勅許奏請文と將軍辭職願とを朝廷へ提出するよう命じ、一〇月朔日早朝、茂徳は大坂を出て京都へ向かつた。

この件に関し、茂徳は「いと／＼いたつき（勞き）たりし」と、非常に尽力した旨自身で記している。在京・在坂中の尾張藩士が國許に宛てた報告書によれば、京都に到着した茂徳は、関白二条斉敬のもとに出向き、三日に家茂の上表を提出した。いっぽうで家茂東帰の報を受けると伏見へと向かい、一橋慶喜・松平容保・松平定敬とともに家茂に翻意を求める、事態の収束に努めている。外交問題については、条約勅許の獲得に直接関わった

訳ではないが、「段々 玄同様々御手強ニ被 仰立候趣達 視聴、尤之儀ニ被 思召候由ニ而、夫々御評議替り在京之大名并家来當時十一家出京輩御呼出相成、御簾前ニ而大評議ニ相成り、一樣君・会桑両侯ハ四日より御

前ニ詰切ニ而応対有之候」と、評議開催や有力諸藩士の意見徵収などに一定の役割を果たした様子がうかがわれる。慶喜らの必死の説得で条約勅許を得てし、対外危機は回避され、それを受けた家茂は將軍辞表を撤回し、朝幕分裂の危機も乗り切った。その結果、「公方様ニも殊成御悦ニ而、偏ニ御勵ニ而納り候とて、御手をつかれ 玄同様江御礼謝被為在候由、恐れ入難有事ニ而、実ニ万端御取扱ハ第一 玄同様ニ而、次ニハ一橋様・会津侯・桑名侯・壹岐守殿(小笠原長行)と相聞：(中略)：御城向ニ而も 玄同様御蔭ニ而静ニ納り難有事之旨追々噂相聞、実ニ今度ハ尾張ニ花咲愉快至極難有事ニ御座候、右等江付御馬十疋御鞍置ニ而御拝領、前代未聞之御事、御勢之

次第容易之事ニは無御座候、日々 御登城も御退出は多分子丑之比ニ相成、去月(九月)廿五日より更ニ不被為安 御寐食、能も御取続被為在候事と奉恐入候⁽³¹⁾」と、家茂は国内外の問題に不眠不休で奔走する茂徳を高く評価し、絶大な信頼を寄せるに至るのである。

別の「十月京師より來状⁽³²⁾」によれば、家茂は「今度之勵ヲハ実ニ不一方、偏ニ今度之儀ニおゆてハ 玄同殿有ツたれハこそ 玄同殿は向後親と思ふそよ」との上意を発し、茂徳はそれに感激し「命有らん限り身ハくたけるとも、命限り忠勤を尽すぞよ、其積りにて勤矣よ」と、家臣たちを鼓舞したものという。

以上のように、慶應元年の將軍辭職・條約勅許問題に奔走した茂徳は、家茂から感謝されるとともに「親」として信頼・尊敬を受けるに至つた。⁽³³⁾ 当時、家茂は二〇歳、茂徳は三五歳である。二〇歳にして將軍の重責を務

める家茂が、「肉親」として大きな信頼を寄せたのが茂徳であった。この点は、茂徳が家茂の生前の肖像を画くことができた最大の要因といえるだろう。

(二) 肖像画制作と写真撮影

それでは、茂徳が家茂の肖像を画いた直接の切っ掛けは何だったのか。

「御影の記写」は以下のようにある。「やむことをえぬゆゑよしありて、公(家茂)にハ御名残惜ませ給へとも、御後備のことハミゆるしありて、関東御留守を心得、清水家を相続くへきよし」と、やむを得ない事情のために旗本御後備を罷免し、江戸留守役に任命したという。そのため茂徳は家茂の側を離れることになった。

「やむをえぬゆゑよし」とは、朝廷の意向のもとで一会桑主導によつて進められた慶應元年一〇月の幕閣再編と関係している⁽³⁴⁾。朝幕協調路線を持して長州処分を完遂しようとする慶喜・容保らは、家茂からの信頼を得て、その意向を左右しかねない茂徳を家茂から引き離すことで、自らが将軍を掌中に收め、さらに幕政に参与できる道を切り開いたものと評価することができる。一会桑と連携する朝廷の実力者朝彦親王も、参内した茂徳と対面した際に、「玄同ソボウ此後ノガイニ可相成⁽³⁵⁾」との思いを抱き、早くから茂徳へ不審の目を向けていたことも影響した。

結果、家茂の側を離れることになつた茂徳が、「厚き御うつくしみの忘れかたく」「せめての心やり」に「日毎に押し奉らん」ため、描いたのが家茂の生身の姿であったのである。茂徳は「後素」(絵画の異称、「素」は白色の絵の具という意味がある)の素養はなかつたと認めているが、誠心誠意を

傾けて制作に及び、「われながらもあやしきまでにうつしとり奉」つたと自負している。

このように茂徳が自負する家茂の肖像画とは、どのようなものだったのか。「御影の記写」によれば、この画像は、家茂死後、茂徳が「御かたみ」として秘蔵していたというが、家茂の正室静寛院宮（和宮）と養母の天璋院が、「いかはかりなき（亡き）御かけをなつかしミ、したひ給ハん」と思つた茂徳は、自身が画いた肖像画を遺影として呈上したという。これを見た天璋院は「まのあたりむかひ給ふことくになん」と感激し、天璋院の手許に置かれることになったとされる。

天璋院に差し出した家茂肖像として想起されるのは、註(2)図録で紹介された陣羽織に身を包んだ家茂の立ち姿の肖像である〔写真2〕。これは桐箱に収められた湿板写真で、箱の底には「慶応元年辛丑 大坂御陣中之尊像 謹而奉模写從一位玄同印」と墨書される。印文は篆書で「榮」（=茂栄）とある。

箱蓋の裏書きには、「右ハ以丹精御顔色御髪御骨法書神而追而認處玄同帰府後 墓御ニ付 天璋院殿江呈ス其後再拝借シテ写真者也 崇同二年極月玄同」と、肖像と写真の由緒が茂徳の自筆で記載されている。ここから茂徳が家茂の大坂御陣中の尊像（肖像）を画いたこと、帰府後に家茂死去の報に接し、この肖像を天璋院へ呈上したこと、そして、再び拝借して慶応二年一二月に写真撮影に及び、手許に残したもののが桐箱に収められた湿板写真ということがわかる。「御影の記写」に記載される天璋院が感動した家茂肖像とは、陣羽織姿の〔写真2〕の原本ではなかつたろうか。

しかし、静寛院宮は陣羽織姿の肖像を快くは思わなかつた。「大きに正しき御よそをひのさま」で描くよう茂徳に求めたのである。この件について

ても、別の史料がある。以下の引用は、庭田嗣子が記録した書いた「心おほへ」⁽³⁶⁾慶応二年九月二七日条である。

清水玄同殿ら 御尊靈さま大坂御陣中にて加茂川の鴨のはしを御刀のさやに御ぬりこめに被仰付、人々へ御見せ遊し候處の 御尊像を御認にて御覧に入るゝ、御留置にてもよろしくとの事ながら、御陣羽織の御姿ちと（御異風に思召候故、異人の御まねにては御心外にも思しめし候故、何卒御有來りの御姿にて御認直し進上ニ成候様仲村へ御直々被仰付、善珠院承りかしこまりにて猶玄同殿へ申入候由なり

「清水玄同殿」とあるのは、慶応二年四月一五日に茂徳が家茂から清水家相続の内意を受けたためである。即日表から大奥へも伝えられた⁽³⁷⁾。「御尊像」を見せられた静寛院宮は、陣羽織姿を「御異風」と思い、「御有來りの御姿」に書き直すよう求めたという。⁽³⁸⁾この「御有來りの御姿」の肖像については、「御影の記写」によれば、茂徳が一橋家相続を命じられた頃（後述）に「つとめてやう／＼うつし奉」つたとされるので、慶応二年一二月から翌年正月頃に、肖像画は完成したと思われる。この「御有來りの御姿」に改めたものが、現在徳川記念財団が所蔵する束帯姿の家茂肖像画（絹本着色本）である。そして、この肖像画を写真におさめたものが、〔写真1〕ということになる。

興味深いのは、この肖像画は袍や平緒の紋、太刀の装飾、上脣の縁の紋は、非常に丁寧に描き込まれているが、容貌の「目鼻立ちが誇張、簡略化されている」と指摘される点である。おそらく、頭部の原図は「後素のわざハ知らぬ身」（絵画の素人）の茂徳が書き、装束その他は専門の絵師の手によるものではないかと想定される。

以上のように、家茂肖像画の制作に少なくとも一度にわたつて関わった

茂徳は、家茂に対し並々ならぬ思いを抱いていた。「御影の記写」に書かれた表現を見ても、「御別のかなしかりし」「御うつくしみの忘れかたく」「せめての心やり」「いと、いか、わたらせ給ふと、たゞ、（神に仏に）ねきつ、ありし」「あハれいつしかとのミ待奉りしかひなく、なかき御別となりぬることよとなげきしたひ奉る」「ことさらつきぬ世までの御かたみと愁涙にむせひつゝ、かしこミ秘め持たりし」など、思慕の念を抱いているかのような感さえ認められる。家茂は茂徳を「親」と思っていたとしても、茂徳は家茂に対し「子」以上の親愛なる感情を抱いていたのではないか。

家茂への尋常ではない思いは、天璋院や静寛院宮に呈上した自作の肖像画を、改めて借り入れて写真撮影に及び、秘蔵していたことからもうかがい。また、茂徳は家茂に対し「子」以上の親愛なる感情を抱いていたのではないか。

また、「御影の記写」は、茂徳と静寛院宮・天璋院との深い繋がりを示す史料としても重要といえる。ともに家茂に対して特別な思いを抱いていたことが双方を結びつけたのか、江戸留守役を担う茂徳は大奥とも信頼関係を結び、例えば、慶応三年の幕政改革で大奥女中の減らしが慶喜の上意として取り沙汰された際、大奥の実力者であった天璋院は、茂徳を通じて「大奥御残人之役名書」を京都の慶喜に差し出している。⁽⁴⁰⁾このような事例を見ても、茂徳は京都の將軍（慶喜）・幕閣に対し、江戸城大奥の意向を代弁する存在でもあったことが知られるのである。

三 徳川茂徳をめぐる政治動向

（二）徳川慶喜の対抗勢力

[写真2] 徳川家茂肖像画写真



茨城県立歴史館所蔵

将軍家茂から「親」と見られていた江戸留守役の茂徳は、家茂死後の徳川家中でも存在感を發揮していた。それは、慶応二年九月に「徳川家恩顧之臣」が紀伊家留守居に宛てた趣意書をみてもよくわかる。⁽⁴¹⁾この趣意書は、連枝・家門・譜代・旗本を糾合して、大挙西上のうえ、徳川慶喜の邸に攻め入り、慶喜を誅戮すべきとした檄文ともいえる趣意書である。

われる。しかも、陣羽織姿の肖像「写真2」は、箱蓋裏書きによれば慶応二年一二月の撮影であった。後述するように、折しもこの月は、家茂から内命を受けていた清水家相続を將軍慶喜によって反故にされ、新たに一橋家相続の命を受けた時期に相当する。この措置は、茂徳にとつて不本意であつたのか、「せめての心やり」に家茂の御影を欲したのではないいかと推察されるのである。

ここでは、慶喜が兼ねてから自己の栄達を望み、征夷大将軍となり「兵馬之大權」を掌握しようと目論んでいたと断し、それゆえ十三代将軍家定を毒殺し、その跡を継いだ家茂へも牙を向けたと評した。すなわち、慶喜は自己の威名を天下に轟かせるため長州征伐を主張し、幼弱の家茂を欺いて、無理矢理大坂まで呼び寄せ、しかも長州との交渉を長引かせたため、家茂の苦悶を誘発させたという。その結果、「御鬱疾」が祟った家茂は死去するに至つた。まさに、慶喜は刃を用いずに家茂を追い詰め、死に至らしめた元凶とだいうのである。しかも、朝廷より節刀を賜りながら一時の敗戦により長州征伐を中止したことは、「神君様」以来の「征夷府之大権」を失墜させた「不忠不義」の極であり、そのためにも誅伐すべき対象だと断言したのであつた。

もとより、ここで書かれた内容の多くは信憑性に乏しいものである。しかし、慶喜が江戸にいる旗本たちから、いかに不信感を持たれ、猜疑の目で見られていたのかを知るうえで興味深い内容ではある。「恩顧之臣」は慶喜を抹殺し、その首を日光東照宮に奉獻することで、歴代の尊靈を慰め、ひいては徳川家の「御基業」を復活させようと企図しているのである。
注目したいのは、慶喜追討の旗頭に据えられているのが、「尾張前大納言玄同公」(茂徳)であることである。この点をどのように評価すべきか。
徳川の御威光回復を望む多くの旗本たちが、徳川の正統であつた家茂に對して、忠誠心を持つていたことは、近年の研究成果が示す通りである。
反対に、水戸の血筋である慶喜へは、いくら慶喜が英邁・有能であろうと、傍系であるゆえに忠誠の対象とはなりにくい。幕閣や大奥から野心家と見られているうえに、彼らの猜疑の対象であつた徳川斉昭の子であつたことも、マイナス要因であつたといえる。⁽⁴³⁾ 勝海舟も慶喜に対し「維新の

時だつて、さう言つたのサ、「あなたの徳で、善い家来を持つたなどと思ひなさるな」ツて。第一、御先祖様(家康)が、非常な方であるし、御先代様(家茂)がお若かつたが、大層善いお方で、余程望みを属されて居なすつた。それが、あゝいふ事におなりなすつた。『私は、それで、コウいふ御奉行をするのであります。あなたに御奉公するのぢやアありません』ツテ。それは、ひどく言つたよ⁽⁴⁴⁾ と豪語している程である。

ひるがえつて茂徳はどうか。慶喜と同じ水戸の血筋でありながら、徳川の正統である家茂から「親」として信頼されたことが、茂徳の立場を決定づけたといつて良い。このため大奥勢力はもとより、江戸の旗本から支持・推戴されたものと評価できる。そして、茂徳が、慶應元年四月に家茂から清水家相続の内命を受け、慶喜と同様に御三卿当主となることが想定されていたことも、無視できない。そのため、慶喜に対する批判勢力を糾合しうる存在として、茂徳には大きな期待が寄せられていつたのである。
しかも、御三卿当主としては同じでも、従三位中納言の慶喜に対して、茂徳は従二位大納言で、格式は一段高い。伝統的な家格秩序を重んじる譜代・旗本にとつて、茂徳は慶喜の対抗勢力としてまさに格好であったといえよう。そもそも、慶應元年五月、退隱中の茂徳に上京・従軍を命じたことについて、在野の有識者も「進發に玄同同行せしは一橋幽閉せんが為なりし⁽⁴⁵⁾」と見ていたことも、茂徳の立場を象徴する。徳川正統の紀伊派からすれば、水戸の血をもつて水戸を制す意味を持つていたと評価できよう。
したがつて、家茂の後継者をめぐって、茂徳が候補者に名前を連ねるのは自然な流れともいえ、「大樹公御違例者、御事済之よし専ら世間ニ而称候、右跡ハ徳川玄同か元千代と申事也、幕ノ旗本譜代之面々ハ是非玄同可然との事也、一橋之事ハ其説もなきにしもあらされ共、是ハ先其沙汰少く

候由」⁽⁴⁶⁾とまことしやかに噂されていた。ちなみに元千代とは、徳川慶勝の三男で、当時九歳の尾張家十六代当主である。

そして、茂徳は、慶喜と一蓮托生であつたはずの在京会津家中からの支持も取りつけていた形跡もうかがわれる。

周知のように、会津藩主の松平容保は、慶喜および桑名松平家の松平定敬とともに一會柔勢力として、朝幕協調路線を敷きつつ、長州再征を主導してきた中心人物であった。幕府権力の復古・拡張を志向する老中たちと親しいとされる茂徳とは、政治的立場を異にしていたと見られる。しかも、茂徳に対するかつての会津藩の見方は、「玄同殿ハ卒爾之人ニして、御参内之節ハ橋会柔殊之外心配致居申候、若玄同殿被申立候事有之候ハ、御採用無之様毎々相願候程之人之由」⁽⁴⁸⁾とあるように、慶喜とともに茂徳の軽率さに危惧を抱き、茂徳の意見を採用しないようになると朝廷側に働きかけていたのである。それゆえにこそ、松平容保は、慶應元年一〇月の幕閣再編では、茂徳を家茂から切り離し、江戸へ左遷する人事を慶喜と連携して実行に移したのであつた。

ところが、征長戦の過程で、戦闘に参加していた九州諸藩勢が戦線離脱するという報に接した慶喜が、節刀を賜りながらも急きよ出陣を中止し、停戦交渉へと方針転換したことで、慶喜と容保との間に亀裂が生じる。容保は征長の正当性を維持するためにも慶喜に強く出陣を求め、会津在京藩士たちは慶喜の変説に激怒した。容保は守護職の職務を放棄するに至り、一會柔勢力は分裂するのである。⁽⁴⁹⁾

以上のような経緯を背景に、慶喜に極度の不信感を抱いた会津勢は、家

茂の後継として、慶喜よりも「幕府人望も帰シ居候間、徳川玄同殿嗣君相成候様致度」⁽⁵⁰⁾と朝廷側に要求し、関白二条斉敬をして「此度申立候ハ、何

共不審之至り」と困惑させることになるのである。もつとも、茂徳を推薦したのは、状況から見て慶喜への反発心から出た一時的な行為であつて、積極的に支持したとは思われない。いずれにしても、会津側も慶喜に対抗しうる人物として、茂徳を見ていたことは間違いない。

ただ、家茂自身は「親」と見ていた茂徳を、後継者と考えていたかどうかは、はなはだ疑問である。実際に家茂は、慶應元年の江戸進発前に跡目相続者として、又従弟にあたる田安家当主の亀之助（三歳）の名前を挙げており、大奥老女の瀧山にその意を含めていた。天璋院はこれを根拠に亀之助を後継者に推戴し、大奥の意志としてその旨を城内表向へ表明している。とはいって、この事実をもつて茂徳と大奥との親密な関係が解消されたとは考えにくく、茂徳は慶喜への対抗勢力の一人として、大奥から期待をかけられ続けたものと思われる。亀之助が宗家を相続した後に、その後見を託された可能性も否定できるわけではない。

大奥だけではなく、旗本からの支持を得ていたことは、慶喜が宗家を相続したのちも、徳川家中が「玄同一派・前亞相一派（徳川慶勝）・紀中納言一派（徳川茂承）・一橋一派与譜代ノ大小臣ニテ各々奉候人内々立ワカレ候」⁽⁵²⁾状態となっていたことからも想定される。茂徳が反慶喜派の期待に応えるような行動を取っていたかどうかは別にして、少なくとも慶喜への対抗馬として推戴される存在であつたことに変わりはなかつたといえよう。

（二）尾張家・水戸家との関係

さて、時期が前後するが、ここでは視点を変えて、茂徳と尾張家との関係を指摘しつつ、水戸家との関係にも注目してみたい。

慶應元年閏五月に茂徳が長州再征に従軍したことは、慶勝を中心とする尾張家中にとつて、茂徳を支持する付家老竹腰正謹らの復権を促す可能性も否定しきれず、慶勝を中心によまりつつある家中の混乱を招来するものと危険視された。そして、翌年二月、茂徳が江戸留守役に任じられ東下することを、江戸の「御大政向」に関与するものと考え、そのことが茂徳支持派の再起を呼び起こし、慶勝支持派への打撃は必至だとして、茂徳の動向を注視するようになる。しかも、茂徳が將軍不在の江戸の幕政の中心となれば、尾張一国にとどまらず、長州問題その他を抱える「天下」にとつても一大事だとして、茂徳を江戸留守役に任じた幕府の真意を質していくこととなつた。

しかし、尾張家中の慶勝擁立派は、茂徳の江戸下向に御三卿清水家相続の含みがあることを知ると、茂徳を尾張家から切り離せる絶好の機会と捉え、むしろその東下を待ち望むようになつていった。^[53]

茂徳の動向および尾張家中の混乱は、他の諸侯にとつても無視できないものであつたようで、例えば肥後藩江戸留守居の澤村修藏の報告書によると、「尾州玄同様御東下之一条段々承繕候處、当初者閑東御手薄ニ付御留守心得被成候様との儀ニ御座候得共、往々之處者清水殿江御入被成候様被仰付候由、其子細者前大納言様（慶勝）と玄同様と御熟和ニ無之より御家中も二派ニ相分、余根深相成、容易ニ御手茂付兼、等閑ニ押移候ハ、如何成る紛乱を生し候も難計勢ニ相究申候間、何となく右之通被仰付筈ニ内議有之候由」と書かれている。^[54]

このような流れを踏まえながら、慶勝の意を受けて茂徳の動向を探つていた水野彦三郎の関係史料を中心に、茂徳の江戸下向後の動きを見ていく。^[55]

茂徳の江戸下向と関係があつたかどうかは不明だが、慶應二年の初頭は、將軍家茂の東帰も取り沙汰されていたようで、尾張家の周旋報告書によれば、当時の江戸の様子が以下のように書かれている。^[56]

初、会桑其外熊本・土州・久留米諸藩頻ニ尽力仕候得共、兎角御因循、萬一此儘ニテ御東帰参候ハ、又々姦徒得時候半与何れも苦心罷在候へ共、此表ニても正義を唱ものハ、実之正忠家ハ至て乏敷、多くハ過激ニ流れ、是ニ者困惑仕候、何方も因循家ハ姦徒多く候間、第一同公（茂徳）御參府等相成候ハ、松前・白川之徒又々再出可相成与、手ニ睡して御待申上候、形勢弥右之通相成候ヘハ逆も不可救之場合与存候江戸では幕府權力の復古を志向する勢力が依然として強く、会桑ほか肥後・土佐・久留米らの諸藩士が尽力しても因循のままであると述べ、茂徳が江戸に到着すれば、先に処罰された老中の松前崇広や阿部正外の復権もあり得るとして、茂徳の動向如何によつて幕閣変動が生ずる可能性があることを示唆しているのがわかる。

いっぽう、同書においては「前公（慶勝）様御西上被遊、板笠両閣与御合体ニテ正義を御扶助被遊、幕府御東帰相成候共正家廢斥不相成様御所置被遊度、有志輩何れも懇願罷在候、右者御登京坂拵之御都合ハ難被遊候半哉、一寸ニても、御登り被遊候ハ、天下之人望も御宜敷、隨而御國中御都合方も可然奉存候」と、慶勝の上京（坂）を切望し、その慶勝が朝幕協調路線を數く老中の板倉勝静や小笠原長行と連携し、家茂東帰後も「正義」「正家」が排斥されないよう尽力することを期待している。慶勝・茂徳双方の政治的立場や幕府内の人的関係があざやかである。

ただし、慶勝自身は西上ではなく、東下することを希望していたようで、「兼而老公様御東下を奉企望候處、玄公御参府与申候ハ案外之儀ニて候へ共、万端京坂ヲ被仰出候儀ニ而、此表ニテハ如何共致方無之候へ共、姦徒を御採用之儀ハ屹度不含居、且何様之儀被仰立候共、御膝元ヘ伺之上取計候事」⁽⁵⁷⁾と、茂徳の活動に釘を刺していた。

以下の史料は、江戸における茂徳の周辺を知りうるものである。やや長文だが引用しよう。⁽⁵⁸⁾

初今般御一条よきか上ニも御深慮被遊候より容易ニ御漏泄も難被遊段、実以御尤千万奉存上候、何卒早行被行候様密々此地ニても尽力仕候へ共、此表之邸中之情態最早定府定詰等追々可被仰出候間、段々難有御時節ニ回復可致候間、何卒外へ不被取候様いたし度与申俗論専ら

三て、万ニ御氣分替り候而ハ与、間執政(問宮外記)共節々申合過慮仕候事ニ御座候、佐藤三右衛門等ハ国事ニ者暗く候へ共、只々春嶽ハ諸藩之妻子を国邑へ為引取候故國賊也与申説平常唱居候處、今般(茂徳の)御東下を大ニ悦び、既ニ御着之御当日者奥向衆与待受等いたし、永紹(水野紹馬)等へ入込忽チ戸山江奥人之儀、永より山澄(主税)氏へ相談有之候付、山氏云、一応尾地へ申上之上取計可申与被答候處、左候てハ日合も懸り候間類例も可有之候間、跡言上ニて可然旨達而浅(浅野永十郎)氏江申候由故、其上相拒候力ハ無之、左候ハ、右取扱之儀山印之名前ハ相省キ吳様申候處、浅氏一名ニテ跡言上取計候趣ニ御座候、先化物之人候初与存候、(中略)○水ノ姦執政朝比奈弥太郎、一昨廿日戸山へ被召昼頃參上之処、八ツ時比御目見被仰付、御人払ニて八ツ半過ニ相成申候由、云々之事件更ニ不相分、是迄浪華ニ被為入候内姦之暴を

可被聞召哉、此節水姦必至与尽力、本匂寺を倒候儀を専ら周旋、已ニ徘徊師推軒与申者近々此表發途上京一万金を京師へ散し、姦徒を主張いたし候由、右ニ付廿五六日迄ニ者戸山姦人出府之由、此節太道醇少々姦を疑ひ礎(小石川)へ不出候付、同人与和睦之取計をいたし候為与て市川・佐藤等も出府いたし候哉も相聞、左兵衛殿等ハ頻ニ姦徒入込、戸江入説を頼申候趣、何分油斷ならぬ事ニ御座候、浅氏以下冥々中正議之人無之趣被仰下実ニ慨嘆、只々間氏山氏与精々予防筋心懸居候へ共、内廷之儀更ニ不相分困入申候、○前件申上候佐三御遠ケ方者御良考有之間敷哉、一時督学を被命貴地へ被召候ハ、格別之御寵命故御拒ミハ勿論當人辞候事も難出来哉、其上ニて如何共被遊方可然哉、何分履霜之儀ニ付山氏も大ニ心配ニ付此段奉申上候

冒頭の「今般御一条」とは、茂徳の清水家相続のことを探る。水野らはこれを「早行」に実現できるよう江戸で周旋・尽力しようとしているのである。しかし、茂徳を取られまいとする家中の「俗論」も少なくなく、年寄問宮外記ともども憂慮している。なかでも前述した儒者の佐藤三右衛門(牧山)が茂徳の東下を歓び、戸山屋敷(尾張家下屋敷、江戸にいる茂徳が拠点とした所)の奥へ入ろうとしていることに「化物之入候初」と危機感を抱いた。牧山が働きかけている水野紹馬は、茂徳附の御小納戸頭取である。⁽⁵⁹⁾ 応二年二月九日には戸山屋敷の大奥入りも許されるほどの側近であった。この書翰案に出てくる浅野永十郎も茂徳附の御小納戸頭取で戸山屋敷大奥への出入りを許されていた尾張家臣である。⁽⁶⁰⁾ 水野彦三郎は、牧山を茂徳はどうかと働きかけているが、実現しなかつた。⁽⁶¹⁾

この書翰案によれば、尾張家が茂徳の動向に神経をとがらせていたの

は、茂徳が水戸の家臣とも関係を持つていたためでもあった。なかでも

「水姦」とされる朝比奈弥太郎ほかの水戸諸生派の面々が、茂徳に「巧言」をもつて接近を試みていることに水野彦三郎は危惧を抱いている。

(二) 茂徳の一橋家相続

早くから水戸斎昭の改革に反発し、水戸学を異説とし朱子学の復古を提倡していた諸生派は、当主の徳川慶篤(斎昭嫡男)を擁して水戸藩政を牛耳り、筑波挙兵勢ら攘夷激派に対抗していたことで知られている。⁽⁶²⁾ 禁裏御守衛総督一橋慶喜の配下にある本因寺勢(在京水戸攘夷派)を打倒しようとな 方面に周旋を繰り広げていた。書翰案に出てくる「徘徊師推軒」とは、別 の史料では「奸党にて兼て致倚頼居候周旋方隨一之矢部推軒と申者」とあり、推軒は「同志之者四五輩相添へ先頃より奸策之為内々京都へ指登」つて暗躍していたという。

諸生派は、幕閣内の幕權拡張論者とも親密で、一時不和となつていたという元老中太田道醇(資始・前掛川藩主)との関係改善も目論んでおり、⁽⁶⁴⁾ 朝比奈弥太郎と同様に諸生派の巨頭であつた市川三左衛門と佐藤団書が周旋を試みている。彼らは、「左兵衛殿」と鷹司松平家(上野国吉井家)の当主吉井信発に取り入つて、戸山の茂徳に入説し、自派に取り込むことで勢力を拡大することも企図していたのである。

以上を踏まえれば、茂徳は幕權復古・拡張を目指す幕閣と通じる水戸諸生派からも期待(利用)される存在で、同じ水戸の血筋でも攘夷派の輿望を担う慶喜や慶勝とは政治的立場をはつきりと異にしていたことは明かである。それゆえにこそ、紀州系幕閣や大奥・旗本から、慶喜に対抗できる中心人物として推戴される存在であつたといえる。水野彦三郎は、諸生派および幕閣と結託した茂徳が、自らの家臣とともに尾張家中で影響力を發揮することに危機感を覚え、茂徳を早々に尾張家から切り離すべきだと主張

しているのである。

(三) 茂徳の一橋家相続

前述したように、茂徳が、家茂から清水家相続の内命を受けたのが慶応二年四月一五日であった。しかし、相続が実現しないままに、六月、長州との戦闘が周防大島口での戦いを皮切りに開始され、旺盛な士気に支えられた長州勢が戦闘を優位に進めるなか、七月に將軍家茂が大坂城で死去した。家茂の後継をめぐつて、茂徳もその渦中に巻き込まれていたことは先に見たとおりである。その後、茂徳の処遇に関して、尾張家で動きが見られるのは、慶應二年一〇月頃からであつた。

一〇月一四日、慶勝の御小納戸頭取を務めていた尾張家御用人の松井市兵衛が、徳川慶喜以下、老中板倉勝静、近衛忠熙・忠房父子、関白二条斉敬へ、慶勝の使者を務めるために入京した。⁽⁶⁵⁾ 一六日に尾張家京都留守居役の尾崎八右衛門(忠征)は、松井から依頼され、松井とそれ以前に若井鉄吉とが上京した「御主意」を内大臣近衛忠房に言上し、その後、松井・若井の両人は、一九日に忠房および前閑白の近衛忠熙に拝謁した。この「御主意」とは、『尾崎忠征日記』を読み進めると、茂徳の清水家相続を推進するこ とであったことは明らかであり、だからこそ、松井には、慶勝から金千疋が内々に下されていたのであつた。⁽⁶⁷⁾ こうして、尾張家は茂徳の処遇問題を幕府へ打診するだけではなく、尾張家の縁家であつた近衛家ら朝廷をも巻き込んで、解決しようと目論んだのである。それだけ茂徳の処遇は、尾張家中にとつて厄介な問題だつたことがわかる。

一〇月二八日に慶喜が二条閑白邸を訪ねるという報を得た尾崎は、近衛

忠房邸に参上し、「上様（慶喜）、今日 二条様江被為 成候筈に付、清館一条 殿下より上様江早々御発表相成候様御沙汰御坐候様に、内府公より 殿下江御文通被成申候様奉願⁽⁶⁸⁾」、それを受けた忠房は二条へ書状を認めた。尾崎の子荒川甚作（尾崎良知）⁽⁶⁹⁾も、慶喜が二条邸を訪れた際に「殿下より上様江清印之キ御迫り被下候様策を立⁽⁷⁰⁾」、その後忠房に拝謁し、二条の口添えを願っている。その荒川は、宗家当主の慶喜や老中板倉へも働きかけ、「（尾張家が）一国両主に而國政は不行届、此儀を御捨置に而は尾国は御見捨に候哉⁽⁷¹⁾」などと迫り、茂徳の清水家相続を早急に命じるよう督促していったのである。

松井市兵衛だけではなく、若井鉄吉や成瀬家家臣の八木銀次郎（雕）ら尾張家側の周旋工作が効を奏し、一月五日付の水野彦三郎宛書翰によれば「四五日之内ニハ御安堵之筋顯然共可相分旨、先行廿九日出之節申来候間、今ヤ⁽⁷²⁾と雲霓相望申候」状況となつた。実際にも一橋家家臣の目付榎本亨造が、慶喜の命を受け茂徳の処遇を解決するため江戸に急行している。

ただし、当初予定されていた清水家相続ではなく、慶喜の内意は茂徳に一橋家を相続させることにあつた。尾張家側の史料に、「清印一件もよふ相分處、一橋御跡幸御空殿ニ相成候付、夫を御相続ニ相成候由⁽⁷³⁾」、「松若之周旋功顯れ既に榎本急行東下、帰京次第十二月初旬迄には御発表可相成、水か橋に化候儀却而恐悦⁽⁷⁴⁾」などとあるとおりである。いずれにしろ、茂徳の一橋家相続によつて「尾国未曾有之一和」を実現させ、「最第一御国力御富し」を図る目途がようやく立つたのである。⁽⁷⁵⁾

もつとも、茂徳が一橋邸に引き移ったのは、年も押し詰まつた慶応二年

一二月二七日であり、この間幕議が決定しながら事態がなかなか進展しないことに尾張家側は苛立ちを隠せなかつた。業を煮やした慶勝が、一二月三日付で老中稻葉正邦に宛て書翰を発していることからも、この点は十分推察できる。なお、稻葉正邦は二本松城主丹羽長富の七男で、稻葉家に養子に入った人物、慶勝の正室矩姫の実弟にあたつていた（茂徳の正室政姫の実兄でもある）。

一橋邸 御内意御発方并同邸江引移方とも、定而當表（京都）ハ其表（江戸）御龜略中ニも候半哉、是ハ即時も早く被行候様千々万々御尽力被下度折入御頼申候、尾国之宗社生靈之禍福爰に分れ候儀ニ候間、吳々も此儀者私ならず、海山伏請申上候、篤与国情之處御垂察宜御周旋之程万々御頼申入候⁽⁷⁶⁾

ついで、慶勝は一二月五日付で、老中松平康直へも書翰を発した。松平康直は、かねがね水野彦三郎が出入りしていた懇意の仲である。

玄同儀 御内意一条ニ就候而者只々御煩勞被下候趣、拙一己之私事ニあらず、全一藩江取感佩之至存人候、就者弊臣彦三郎トハ節々御逢被下、段々御懇篤之趣共毎々申越、感謝万々猶此上も厚御尽顧被下、同人願出候儀も候ハ、密々無腹藏御示諭被下候様いたし度、山々御依頼申入候⁽⁷⁷⁾

こうしたことを受けて、一二月八日に茂徳の一橋家相続に関して慶喜の内意が公にされ⁽⁷⁸⁾、慶勝も「御満悦」となるものの、茂徳も慶勝側の為すがままではなかつたようで、松井市兵衛と思われる人物が水野彦三郎に宛てた書翰⁽⁷⁹⁾では「然者（榎本）亨造面会 同公（茂徳）御辞表云々之儀、御示談ニ相成候よし」と、茂徳は一橋家相続を拒むという信じがたい挙んでいた模様である。そのため、若井鉄吉が上京し板倉勝静に「責込」む内幕もあつたが、

宗家当主慶喜の意を無視することはもとよりできず、茂徳は不本意ながらも一橋家へ引き移るに至るのである。茂徳が、陣羽織姿の家茂肖像画〔写真2〕を写真撮影したのは、まさにこの時期であった。

茂徳の清水家相続を反故にして、一橋家相続を進めた慶喜の後年の談話によれば、「玄同の一橋に行つたというのは、あれは尾州の慶勝からして、どうかどこへでも遣つてくれると言つて、板倉などへはたびたび手紙をよこした。それで尾州では出したい、片方は出たいというので、それなら一橋へ遣つたら双方折り合うだろう」というので、それではあそこへ行つたのだ⁽⁸⁰⁾と、簡単に述べられている感もあるが、尾張家にとつて茂徳の処遇一件は尾張国の「宗社生靈之禍福」(国家と人の災難と幸福)の分岐に関わる切実な問題であり、裏を返せば、尾張家中にとつて茂徳は、慶応二年末まで目の上のたん瘤として存在感を發揮し続けていたともいえる。⁽⁸¹⁾そして、茂徳にとつても、清水家相続を反故にされたことは、自身の転機となる不本意の処遇であり、しかも換わつて相続した家は、皮肉なことに政敵と目されていた慶喜が当主を務めていた一橋家であつた。

かくして、文久期以来の二頭体制を解決した尾張家は、慶応三年以降、当主元千代(義宣)とその後見慶勝を戴く攘夷派の家臣が中心となり、中央政界に立ち向かっていくことになる。

おわりに

以上のように、茂徳が画いた将軍家茂の肖像画と制作の経緯を示す書付を紹介しながら、茂徳の人的関係に迫り、その政治的立場を検討してきた。特に、茂徳は水戸の血筋でありながら、攘夷派に支持される慶喜や慶

勝とは違い、水戸の諸生派(門閥派)や幕府権力拡大を志向する幕閣から推薦されていたことに特徴があり、だからこそ慶喜に批判的大奥および旗本からも支持を獲得していたのである。

もつとも、茂徳がこうした期待に十分に応える活動をなしていったかどうかは別問題である。実際のところよく分からぬ。ただ、周辺史料を見る限り、恐らく茂徳は、慶喜はもちろんのこと、兄の慶勝よりも政治的力量が著しく劣っていたのではないかと推察される。むしろ父義建に似て政治は不得手だったのではないか。「玄同様々御手強ニ被仰立」、「玄同ソボウ」、「玄同殿被申立候事有之候ハ、御採用無之様毎々相願」といった各種の史料文言を見ると、茂徳は剛腕・直裁的だが、細かな配慮や機微に欠ける性格だった可能性が高い。だからこそ、慎重を要する政治的交渉は不得手で、政敵からは政治的な均衡を保つていてる状況を破壊しかねない危険人物と見られていたのかも知れない。酒好きで酔いがまわれば「醉狂」の体になることも、周りの評価に影響を与えたことだろう。茂徳自身も政治に向かないと思つたのか、現実逃避するかのように老子思想へと傾倒し、「無為自然」であることに理想を見出していたのかも知れない。

しかし、当人の血筋や格式・立場が、老子の理想のような超然的立場を許さず、現実政治に関与せざるを得なかつたことは、本文で見たとおりである。そうした時、政敵にとつてはマイナスに映る茂徳の「ソボウ」さ加減は、征夷大將軍として高度な政治的判断を求められ、極度の緊張にさらされていた家茂にとつては頼もしい力量だつたに違ひない。こうして家茂から「父親」と認められた茂徳は、彼個人の資質や能力を超えて、中央政界にける存在感が付与され、その行動が慶勝を中心とした尾張家中へも影響を与えていくことになつたのである。

註

- (1) 藤田英昭「慶応元年前後における徳川玄同の政治的位置」(『日本歴史』第六五八号、二〇〇三年)。
- (2) この点を明らかにした最初の成果は、松戸市戸定歴史館編集・発行の展示図録『將軍のフォトグラフィー』(一九九二年)である。
- (3) 池田宏「狩野晴川院『公用日記』にみる諸相」(『東京国立博物館紀要』第二八号、一九九三年)。
- (4) 德川将軍肖像については、木村重圭「徳川幕府歴代将軍画像について」(NHK・N.H.K.プロモーション編集・発行『徳川将軍家展』二〇〇三年)、柳田直美・川延安直「徳川記念財団所蔵徳川幕府歴代将軍画像について」(『福島県立博物館紀要』第二二一号、二〇〇七年)を参照のこと。
- (5) 柳原悟「江戸幕府歴代将軍画像の制作について—御用絵師の仕事—」(『群馬県立女子大学紀要』第二〇号、一九九九年)。
- (6) 茂徳の諱は、尾張徳川家の当主となつてからものである。それ以前の高須松平家当主時代は義比^{よしづか}といつた。尾張家を退隠して後玄同と称し、その後茂栄^{もしげる}と諱を改め、一橋家当主となる。煩雜となるため、史料引用を除いては、茂徳で統一する。
- (7) 近年の茂徳に関する成果については、徳川美術館編集・発行『尾張の殿様物語』(二〇〇七年)、徳川記念財団編集・発行『徳川家茂とその時代』(二〇〇七年)、茨城県立歴史館編集・発行『御三卿一橋徳川家』(二〇〇八年)、一橋徳川家記念室(展示)『一橋茂栄—激動の幕末維新』(茨城県立歴史館、二〇一二年)などの展示図録等で著しい。
- (8) 「御家御統帳」下(徳川林政史研究所所蔵)、「三世紀事略」第五冊(同所蔵)所収の「顕樹公紀事略」、「一橋徳川家記」(徳川諸家系譜)第三、続群書類從完成会、一九七九年)など。「一橋徳川家文書」(茨城県立歴史館所蔵)所収の「親族書」(A一一三二)によれば、生母は幕府能役者尾崎佐大夫の娘「美佐尾」という。
- (9) 「高藩紀事」(海津町編集・発行『海津町史』史料編三、一九八〇年所収)では、生母が山福久兵衛の女糸である。
- (10) 「高須四兄弟」については、宮地正人監修・斎藤洋一・岩下哲典執筆『將軍・
- (11) 井上勲『王政復古』(中公新書、一九九一年)。
- (12) そもそも高須松平家の当主が、本家尾張家を継ぐことは珍しいことではなかった。高須家三代義淳が尾張家八代宗勝となつたり、高須家五代義柄が尾張家九代宗睦の養子治行となつた前例があり、嘉永二年段階で高須家の当主であつた義建が、本家を相続する可能性も全くなかつたわけではない。むしろ、高須家の嫡子(義恕)が、当主(義建)を飛び越えて本家を継ぐという先例はなかつた。
- (13) 河内八郎編『徳川斉昭・伊達宗城往復書翰集』(校倉書房、一九九三年)、二〇〇五~二〇〇七年)。
- (14) ここでの「若年寄内藤」は遠藤の間違いである。義建の弟胤昌が若年寄遠藤胤統の贊養子となつている。
- (15) 義恕(慶勝)と矩姫は、弘化四年三月九日に御縁組、同年一月九日に御結納、同月一三日内々御婚姻、嘉永二年閏四月二八日に御婚姻を済ませていた(名古屋市蓬左文庫編『名古屋叢書三編第一巻 尾張徳川家系譜』名古屋市教育委員会、一九八八年、二八六頁)。
- (16) 例えは、名古屋市役所著・発行『名古屋市史』政治篇第一(一九一五年、愛知県郷土資料刊行会より一九七九年覆刻)など。
- (17) 細野要齋『見聞雑割』卷六(徳川林政史研究所所蔵)。
- (18) この経緯については、藤田英昭「文久二・三年の尾張藩と中央政局」(家近良樹編『もうひとつ明治維新』有志舎、二〇〇六年)を参照のこと。
- (19) 『佐藤牧山』(名古屋市役所編『名古屋市史』人物編第一、一九三四、中部経済新聞社より一九六八年複刻)。
- (20) 『佐藤牧山』(名古屋市役所編『名古屋市史』人物編第一、一九三四、中部経済新聞社より一九六八年複刻)。
- (21) 松沢宛水野彦三郎書翰案、(慶応二年)二月二三日付(『慶応二年書翰集』9、名古屋市蓬左文庫所蔵)。

(22) 「老子図並讚」(『茨城県立歴史館所蔵 一橋徳川家名品図録』茨城県立歴史館
発行、一九九一年所収)。

(23) 以下、老子の言葉については、金谷治『老子』(講談社学術文庫、一九九七年)を参照した。

(24) 前掲『茨城県立歴史館所蔵 一橋徳川家名品図録』所収。

(25) この経緯については、註(1)拙稿参照のこと。

(26) 「御影の記写」は、すでにNHKプロモーション編集・発行『天璋院篤姫』(展示図録、二〇〇八年)で部分的に紹介されたことがある(解説藤田英昭)。本稿

(27) で本史料を紹介させていたくにあたっては、茨城県立歴史館よりご許可を戴いた。記して御札を申し上げたい。

(28) この家茂肖像画の原本は、現在徳川記念財団が所蔵している(前掲『徳川家茂とその時代』参照)。

(29) 前掲『三世紀事略』第五冊。「二条・大坂御城書」(名古屋市蓬左文庫所蔵)の慶応元年六月一三日条。

(30) この経緯に関しては、久住真也『幕末の將軍』(講談社メチエ、二〇〇九年)、奈良勝司『明治維新と世界認識体系』(有志舎、二〇一〇年)が詳しい。

(31) 「秘簡一説」(日本史籍協会編『連城紀聞』第二、東京大学出版会、一九九九年新装所収、二二〇~二二三頁)。

(32) 同右。

(33) 「十月京師乞之來状」(前掲『連城紀聞』、一九九頁)。

(34) 家茂の実父は、紀伊家十一代当主の徳川斉順である。斉順は家茂が生まれる一六日前の弘化三年(一八四六)閏五月八日に死去しており、家茂は父を知らないままに成長していった。茂徳に「父親」の姿をみたのも、こうした環境が影響したのかも知れない。

(35) 久住真也『長州戦争と徳川将軍』(岩田書院、二〇〇五年)、二四一~二五四頁参照のこと。

(36) 日本史籍協会編『朝彦親王日記』二(東京大学出版会、一九六九年覆刻)、二八六頁。

(37) 同右、慶応二年四月一日条、三八六~三八七頁。

(38) この事実を初めて紹介した成果は、樹下快淳『和宮静寛院殿の大奥に於ける御生活に就て』(『史談会速記録』第三八四輯、一九三〇年、合本四四、原書房、一九七五年復刻版)である。

(39) 註(4)前掲柳田・川延論文。

(40) 日本史籍協会編『淀稻葉家文書』(東京大学出版会、一九七五年)、四八六~四八八頁。

(41) 「投書写 徳川家恩顧之臣」(『岩倉具視関係文書』西川本、国立国会図書館憲政資料室所蔵、北泉社マイクロフィルム版、五期一~29)、鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料』玉里島津家史料五(鹿児島県、一九九六年)、九

(42) 一二頁、日本史籍協会編『中山忠能履歴資料』八(東京大学出版会、一九七四年覆刻)、二五四~二五九頁。

(43) 註(29)久住前掲書。

(44) 家近良樹『幕末維新の個性 1 徳川慶喜』(吉川弘文館、二〇〇四年)。

(45) 市岡殷政風説留内容目録第四冊「官古の土産」183「千賀通世書状」慶応元年八月一日(『夜明け前』の世界の歴史学的解明)平成二~年度~平成一四年

一五一~一五二頁。

(46) 勝海舟全集刊行会編『勝海舟全集20 海舟語録』(講談社、一九七二年)、度科学研費補助金研究成果報告書、研究代表者宮地正人、二〇〇三年所収)。

(47) 松平慶永『登坂心覚』慶応二年七月一日条(松平春嶽全集編纂刊行会編『松平春嶽全集』4、原書房、一九七三年、四七九頁)。

(48) 肥後藩江戸留守居の澤村修蔵が旗本から得た情報によると、「玄同様者阿部(正外)・松前(崇広)杯と以前より御懇意之由」であつたとされる(『江都探索書』、細川家編纂所編『肥後藩国事史料』第六卷、一九七三年、四五七~四五八頁)。

阿部・松前の両老中は、慶応元年九月末の英仏米蘭四国艦隊の要求に対し、朝廷にはかることなく幕府単独の兵庫開港を主張したため、同年一〇月朔日に朝廷から官位を剥奪され、國許での謹慎を命じられた。

(49) 「登坂心覚」慶応二年七月十四日条(前掲『松平春嶽全集』4、四八五)

四八六頁)。

(49) この件に關しては、家近良樹『幕末政治と倒幕運動』(吉川弘文館、一九九五年)、および註(43)家近前掲書を參照のこと。

(50) 註(48)と同じ。

(51) 前掲『靜寛院宮御日記』二、四七四頁。

(52) 松平慶永宛山階宮晃親王書翰、(慶応二年)一〇月一六日付(日本史籍協会編『続再夢紀事』六、東京大学出版会、一九八八年、六三)六四頁所収)。

(53) 以上の経緯は、註(1)前掲拙稿参照のこと。

(54) 註(47)と同じ。

(55) 水野彦三郎は、安政六年(一八五九)に御儒者として召し出され、文久二年(一八六二)に奥儒者となつた。元治元年(一八六四)には奥儒者のまま明倫堂教授

次座となり、慶応二年(一八六六)九月に留書頭並、慶応三年には弘道館で文武修業を督励した。明治二年(一八六九)、名古屋藩權少參事に任じられ、公用人補助も勤めた(『藩士名寄』み上、徳川林政史研究所所蔵)。文久期から慶応期にかけては、慶勝の命を受け、江戸などで政治情報の収集・周旋活動を行つていた。茂徳の動向に關しても、「前公(慶勝)ニモ聊御懸念も被遊候間、今暫貴君(水野)ニハ其表(江戸)ニ御止り右等之処猶更御氣を被附候様被遊度」と、慶勝の命により江戸に止まつて、茂徳を監視するよう求められていた(水野彦三郎宛小瀬新太郎書翰、慶応二年正月二一日、前掲『慶応二年書翰集』6)。

(56) 松沢宛水野彦三郎書翰案、慶応二年正月二二日(前掲『慶応二年書翰集』2)。

(57) 水野彦三郎書翰案、慶応二年正月二〇日(前掲『慶応二年書翰集』4)。

(58) 松沢宛水野彦三郎書翰案、慶応二年二月二二日(前掲『慶応二年書翰集』9)。

(59) 水野紂馬はもともと高須松平家の御小性役であつたが、茂徳が尾張家を相続したことによい、安政五年(一八五八)九月に尾張家御小性となる。その後文久二年(一八六二)閏八月に御小性頭取、翌三年には茂徳附となり同人附の御小納戸頭取・御小性頭取を務めた。茂徳の一橋家相続後、慶応三年正月一四日に一橋家附切となつた(前掲『藩士名寄』み上)。辻達也編『新稿一橋徳川家記』(続群書類從完成会、一九八三年)には、慶応三年正月一六日、水野紂馬が御小性田中敬治とともに一橋家貰切になつたとある。

(60) 前掲「藩士名寄」あ上。

(61) 牧山が江戸から名古屋に帰つたのは明治元年(一八六八)で、この年明倫堂教授となり、同三年に督學に任じられた(前掲『尾藩儒臣佐藤牧山伝』)。

(62) 水戸諸生派については、水戸市史編さん委員会編『水戸市史』中巻(五)(水戸市役所、一九九〇年)、小松崎研『幕末・維新期における水戸藩の動向』(茨城県史研究)六七、一九九一年などを參照のこと。

(63) 「幕末京都書付」(石河家文書)一三四二、徳川林政史研究所所蔵)。同史料によれば、矢部推軒は水戸家の内紛を憂えた幕府によって慶応二年七月頃に京都で捕縛され、これまでの「奸謀」(当主を欺き攘夷派などの反諸生派の处罚に荷担したことなどを指すか)が露顕したという。その結果、当主の慶篤は「御悔悟之余無罪之幽囚ヲ免さんとて朝比奈弥太郎ニ命して國(水戸)に遣し」たが、朝比奈は命を奉じず、反対に「水府諸奸と合し大ニ国中を煽動」「数百之奸民」を擁して「除奸之挙」に対抗しようとした。そのため、水戸家中の混亂は泥沼化していく。このなかに茂徳とその一党が関与すれば、混乱に拍車をかけることは必至であり、水野は、その余波が尾張家へと及ぶことを危惧しているのである。

(64) 太田道醇は、幕府の外國系役人と親しい幕府権力拡張論者で、幕府と藩内攘夷派との間で揺れ動く水戸家当主の慶篤を幕府側に引き入れようと画策していた(奈倉有子編『幕末掛川藩江戸藩邸日記』清文堂、一九九五年、解説参照)。時期はややずれるが水戸家臣の鈴木大の日記安政五年一二月一六日条には、「掛川邸内之模様、：(中略)：備州(太田道醇)と摂州(道醇長男・資功)之間孰和無之、備前ハ我々ハと迄も幕府と窮屈を共にいたし不申候てハ不相成候」(内閣文庫所蔵史籍叢刊第11巻鈴木大日記)汲古書院、一九八一年)と記されている。

(65) 日本史籍協会編『尾崎忠征日記』一、慶応二年一〇月一四日条(東京大学出版会、一九八四年覆刻)、二五頁。

(66) 同右、一〇月一六日条、二九頁。

(67) 同右、一〇月一五日条、二七頁。

(68) 同右、一〇月二八日条、五一頁。

(69) 尾崎忠征・良知父子については、尾崎知光編集・発行『旅雁秘録』(私家版、二〇〇三年)に所収される略伝を參照のこと。

(70) 前掲『尾崎忠征日記』一、一一月朔日条、五九〇六〇頁。

(71) 同右、一〇月三〇日条、五四頁。

(72) 「極密」(水野彦三郎宛尾張家臣某書翰)、(慶応二年)一月五日付(前掲「慶応二年書翰集」55)

(73) 「天下無双之大秘訣」(水野彦三郎宛松井武兵衛書翰)、(慶応二年)一月七日付(前掲「慶応二年書翰集」59)。

(74) 前掲『尾崎忠征日記』一、慶応二年一一月六日条、七三頁。

(75) 同右。

(76) 「御書下」(稻葉正邦宛徳川慶勝書翰)、(慶応二年)一二月三日付(前掲「慶応二年書翰集」68)。

(77) 「松平周防守江之御書下」(松平康直宛徳川慶勝書翰)、(慶応二年)一二月一五日付(前掲「慶応二年書翰集」71)

(78) 「被仰出書(徳川玄同・茂栄)一橋家相続之儀ニ付」(前掲「一橋徳川家文書」L二一一〇)。

(79) 「極密御請」(水野彦三郎宛松井市兵衛(カ)書翰)、(慶応二年)一二月二十四日付(慶応二年書翰集)82)。

(80) 茂徳の一橋家相続を検討するうえでは、慶喜の弟余八麿(昭武)の清水家相続を考慮に入れる必要がある。当初、余八麿は家茂の命を受けた慶勝の周旋によつて、会津容保の養子となることが元治元年に決まっており、会津側も余八麿の「御年頃」「御利発」に惚れ、病氣の容保に変わって慶喜とともに京都警衛を務める

ことを望んでいた(会津若松市総務部秘書広聴課市史編さん担当編『幕末会津藩往復文書』下巻、会津若松市、二〇〇〇年、一八〇頁)。しかし、会津との養子縁組は実現しないまま、慶喜の命により慶応二年二月一〇日、余八麿は清水家相続者となる。これに関して、慶喜は余八麿を「西城に入れ給ふの意あり」と、

自らの後継者と目していたとされる。すなわち慶喜は、「(自分が)宗家の繼嗣た

るも、内外多難の折柄負荷に耐へざらんを御気遣ありければ、親藩中器局ある者を撰びて、歐州に遣はし、聞見知識を大にし、他日おのが嗣と為さんとの御心構ありて、遂に民部大輔(余八麿)を選ばれ」(日本史籍協会編『七年史』三、東京大学出版会、一九七八年覆刻、八二頁)たというのである。この慶喜の後継者を

想定した玉突き人事によつて、茂徳は清水家から一橋家へと切り替わり、当初余八麿が入るはずだった会津松平家へは、文久三年(一八六三)八月以来、江戸の一橋邸で養育され、順当に行けば一橋家を相続するはずだったと思われる慶喜の弟余九麿(喜徳)が養子に入った。こうしてみると、茂徳の一橋家相続は、尾張家の内紛問題にとどまらず、慶喜の思惑が交錯した徳川家中における人事問題とも関わっていたのである。

(81) 渋沢栄一編・大久保利謙校訂『昔夢会筆記』(東洋文庫、平凡社、一九六六年)、二三五頁。

(82) 茂徳が一橋家に引き移るに際して、一橋家附となる尾張家家臣が極端に少なかつたことも付記しておきたい。この点については、松井市兵衛が水野彦三郎に宛てた書翰(慶応二年一二月二九日付)で「此方より御附キ人々多少御問合相成候処、右ハ四五名ニ限り可申旨のよし、此御人撰も第一と奉存候」(前掲「慶応二年書翰集」65)とあるとおりである。また、御附家臣の待遇についても「御引移後御附キ人御寛典ニ相成候様亨造も申出、水のことき派党を分ケ候様ニ而ハ、御國中御一和之基を失候様可相成与之事、誠ニ御同意ニ奉存候、爰が誠ニ御大事と奉存候」(慶応二年一二月二十四日付、前掲「慶応二年書翰集」82)と、松井が水野に述べているように、水戸家の抗争を意識し、党派を峻別して政敵を完膚なきまで叩きつぶすことはしなかつたようである。ちなみに一橋附になつた尾張家家臣としては、水野糺馬と田中敬治が知られる(註(59)参照)。

(83) 註(18)前掲拙稿。

〔全文翻刻〕御影の記写

(表紙)

御影の記写

」

故大樹昭徳公、大統を継かせ給ひしほともなく、おのれも尾張の家相続の 仰をうけしより、不肖の身ながら何くれのことまでも深く頼み聞えさせ給ひしに、六年あまりをへて、いとしもさりかたきことより致仕のミゆるしを蒙り、尾張に退隱の身と成りしに、その後毛利氏の乱いて来て、そを御征討の御出馬ありし折、名護屋の城に立寄らせ給ひ、久々にて御前江めし出され、厚き仰のうへ、さきにいなミ奉りし御後備のことをしひて御頼有て、その御答によりてハいつまでも御滞留とまでの幕命逃るゝによしなく、おほつかなくも御請申上つゝ、御跡より道の程夜すからいそきなどし、からくして追つき奉り、御参内の御供奉仕り、それより大坂の御城にのほり、明暮御かたはらにありてよろつのことうけたまへり、おこなひしをりしも、津の国兵庫に異國の船つとひ乗り、此港開くへきミゆるしをせまりねき奉るに、このことは天朝かたく御とゝめありし事ながら、今内にハ毛利氏のなやミあるに、もしみゆるしなくハゆゝしき國のわさはひ、まのあたりなるにより、いたく御心をくるしめ給ひて、おして 勅許あるへきよしを奏し給ふに、此ことミこゝろにまかせかたくハ、將軍の職をも御辞退あるへきとの御使をおのれうけたまへり、いとくいたつたりしかひもありて、幸にミゆるしの勅くたりしより、まつ御心をもやすくせられ、おのれも安堵の思をなしぬ、しかるにまたやむことをえぬゑよしありて、公にハ御名残惜ませ給へとも、御後備のことハミゆるしありて、関東御留守を心得清水家を相続へきよしの内々の 仰を蒙り、忝くハ思へとも、いとく御跡のことのミ心くるしく御別のかなしかりしかとも、一先御さきへ帰り、ほとなく御凱陣を待奉るへきなど書なくさめつゝ、御陣中よりまかり帰る折から、此程の厚

き御うつくしみの忘れかたく、さりし事ともおもひつけ、せめての心やりに、更に後素のわさハ知らぬ身ながら、日ころしたしみ奉りしまゝに御容貌をおのれ拙き筆にうつし、日毎に押し奉らんとものせしに、誠神神に通せしにや、われながらもあやしきまでにうつしとり奉りしかハ、彼晉公恩賜の御衣よりも貴く思ひつゝありしに、其後かりそめならぬミこゝちのよしにて、御葉のこと聞えしより、其ほとハ雲井のよそへたゞりをりし身なれハ、いとゝいか、わたらせ給ふと、たゞ／＼神に仏にねきつゝありしを、おもひもかけず、つひに御ことのつけありし折の悲しさ、云ハかりなく、あハれいつしかとのミ待奉りしかひなく、なかき御別となりぬることよとなけきしたひ奉るにハ、ことさらつきぬ世までの御かたみと愁涙にむせひつゝ、かしこミ秘め持たりしか、静寛院の宮・天璋院の君たち、いかばかりなき御かけをなつかしミ、したひ給ハんと思ふまゝに、彼御影を御もとにまゐらせしに、そを見そなハしてまのあたりむかひ給ふことくになんとて、天璋院の君の御方にして、いとくしたひ給ふまゝに、今一つありしより大きに正しき御よそをひのさまにうつしてまゐらせよど、ねもころに仰下されしを、いなミ奉るによしなく、折々に筆を取とハすれど、もとより其わさをよくするにハあらす、たゞまこゝろの一すしなるより、さきにハあやしくもうつし奉りしにて、われながらもたやすくものやうにもあらすさうしぬれど、いとせちなる御志のほど、いかでなほさりにやハなし奉るへきて、其後また一橋の家相続の身となりし頃、つとめてやう／＼うつし奉りしを御もとに奉ること、ハなしぬ、さるによりてハもし末の世にも残りなんに、はじめよりのことしられつハいかなるゆゑによりておのれうつし奉りしにやと、かたふき思ふ事ともいたりなんかしと、中々に筆におよひかたき心のうちを一くたりかいしるし此御影にそへ奉りぬるになむ、あなかしこ

慶応三年神無月

茂栄